

林業労働災害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、林業現場における労働安全性の向上を図るため、一定の防護機能を有する安全装備品の購入費の助成について、日田市補助金交付規則(平成9年規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 伐木等の業務に係る特別教育を修了した、年間を通じて林業作業に従事している者及び従事する予定の新規就業者で、次の要件を満たす者

- (1) 認定林業事業体にあつては、雇用主との雇用契約によって雇用されている者
なお、雇用主についても現に林業作業に従事している者であれば対象者としてすることができる。
- (2) 前号に規定する者のほか、労働者災害補償保険の加入及び年間を通じた林業作業の従事等が確認できる者

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の規定する補助金の交付の申請は、林業労働災害防止対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 領収書の写し(購入数量が確認できるもの)
- (3) 購入品が確認できる納品写真
- (4) 購入品の性能が確認できるカタログ等
- (5) 購入品の使用者名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助を受けようとする者は、補助金の交付申請を市長が必要と認める者に委任することができる。

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。この場合において、規則第16条の規定による確定通知は、規則第25条の規定により省略する。

(補助金の交付請求)

第6条 補助金の交付請求及び受領は、第4条第2項の規定により補助金の交付申請等について委任を受けた者がこれに代わってすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第3条関係)

補助金の対象となる 装備品	選定基準	補助率
チェーンソー防護衣 (ズボン、チャップス)	クラス1又は クラス1準拠 以上	1 / 2 以内 (林業従事職員1名当たり1本 (1足・セット)を補助対象とする。)
防護靴、脚絆		
安全靴 (シューズタイプは不可)・安全地下足袋・安全長靴	先芯・踏抜き防止・甲ガード等装着者の足を保護する機能が付加されたもの	1 / 2 以内 (林業従事職員1名当たり1足を補助対象とする。)

※補助対象経費に消費税・地方消費税は含まない。

※補助金は、千円未満切捨てとする。

※クラス1: JIS T8125(日本工業規格)において、チェーンソー防護服として要求される最低限の性能に対応する速度である秒速 20mで回転するソーチェーンが接触した際、瞬時に回転を止める機能を有する防護服の認証。

※クラス1準拠: 前述の JIS 規格とほぼ同等と考えられる、ISO11393(国際標準化規格)、EN 381-5(欧州規格)、ASTM F1897(米国規格)及び AS/NZS 規格に定める防護性能を満たすと認められたもの。

附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(別表(第3条関係)を改正)

附則 この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。(別表(第3条関係)を改正)

附則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 条及び別表(第 3 条関係)を改正)

附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(第 4 条及び別表(第 3 条関係)を改正)

附則 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(別表(第 3 条関係)を改正)